

〇うるま市公園等里親制度実施要綱

平成22年3月29日

告示第52号

改正 平成24年7月27日告示第126号

(目的)

第1条 この告示は、都市公園(都市公園法(昭和31年法律第79号)に定める都市公園をいう。)及びその他の公園(以下「公園等」という。)の環境美化並びに施設の保全等維持管理活動を地域住民と市が協働して実施することにより、公園等への愛着心を深め、利用者のマナー向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「里親制度」とは、地域住民が市との合意に基づきボランティアとして定期的かつ継続的に公園等の清掃、美化等の活動を行う制度をいう。

(参加対象者)

第3条 里親制度への参加対象者は、次に掲げる団体とする。

- (1) 自治会
- (2) その他市長が適当と認めた団体

(里親活動を実施できる公園等)

第4条 里親活動の対象は、市が設置し、管理している公園等とする。

2 同一の公園等においては、複数の里親が里親活動を行うことはできない。ただし、複数の行政区等に隣接する公園等においては、関係する行政区等の合意のもとに、複数の里親が活動を実施することができる。

3 里親は、複数の公園等の里親活動を行うことができる。

(届出)

第5条 里親を設立しようとするときは、公園里親設立届(様式第1号)に公園里親制度活動者名簿(様式第2号)を添えて、市長に届け出なければならない。

2 里親の代表は、原則として里親活動を実施する自治会長又は自治会組織の代表者とする。

(合意書の締結)

第6条 市長は、前条第1項の届出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認められるときは、里親の代表と合意書(様式第3号)を取り交わすものとする。

(活動内容)

第7条 里親活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 里親制度及び公園愛護思想の普及
- (2) 公園等の清掃及び環境美化活動
- (3) 公園等のトイレ清掃
- (4) 公園等の施設の点検
- (5) 公園等の危険箇所等の市への情報提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、里親に関し必要な活動
(活動報告書の提出)

第8条 里親は、活動内容等を翌月の10日までに公園里親活動報告書(様式第4号)により、その活動状況を市長に報告するものとする。

(変更等の届出)

第9条 里親は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに公園里親変更・廃止届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- (1) 里親の代表者又は名称を変更するとき。
- (2) 対象の公園等を変更するとき。
- (3) 里親活動の内容を変更するとき。
- (4) 里親を廃止するとき。

(認定の取消し等)

第10条 市長は、里親の長が里親の辞退を申し出たとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、里親認定取消・停止通知書(様式第6号)により、里親の認定を取り消し、又は停止するものとする。

- (1) 第7条に規定する里親活動を行わなかったとき。
- (2) その他市長が里親としてふさわしくないと認めたとき。

(市の役割)

第11条 市長は、里親と協議し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 里親活動に必要な物品等の支給又は貸与
- (2) 里親活動の標示板の設置
- (3) 収集ごみ等の処理
- (4) その他里親活動に関し必要と認めた事項

(指導及び助言)

第12条 市長は、必要に応じ、里親活動の実施状況を調査し、その活動内容に関し、指導及び助言をすることができる。

(報奨金)

第13条 市長は、里親に対し、第8条に規定する活動報告書により、別表に規定する報奨金を交付することができるものとする。

(庶務)

第14条 里親制度に関する庶務は、公園管理担当課において処理する。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、里親制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月27日告示第126号)

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

別表(第13条関係)

草刈り、低木の刈込み、 ごみの収集等	公園等の面積	報奨金額	単位	支払い月
	1,000m ² 以下	3,000円	1月当たり	12回／年
	1,500m ² (近似値)	3,500円		
	2,000m ² (//)	4,000円		
	2,500m ² (//)	4,500円		
	3,000m ² (//)	5,000円		
	4,000m ² (//)	5,500円		
	5,000m ² (//)以上	6,000円		
トイレの清掃	25m ² 未満	2,500円	1月当たり	12回／年
	25m ² ～50m ² 未満	3,000円		
	50m ² 以上	3,500円		

※ 備考

- (1) 複数の公園等の里親活動を行う場合、1公園を超える毎に3,000円を加算する。
- (2) トイレの清掃は、1週間に1回以上行う。